

令和2年11月16日

福生市長 加 藤 育 男

新型コロナウイルスによる感染症に対する市が主催するイベント等に関する取扱方針の変更について

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から発出された「11月末までの催物の開催制限等について」（令和2年9月11日事務連絡）について、同室から令和2年11月12日付けで「12月1日以降の催物の開催制限について、基本的に当面来年2月末まで現在の取扱を維持する」旨の事務連絡が発出されたことから、「新型コロナウイルスによる感染症に対する市が主催するイベント等に関する取扱方針」（令和2年2月26日決定）について、次の表のとおり「適用期間」について変更する。

現 行	変更後
1 省略	1 省略
2 省略	2 省略
3 省略	3 省略
4 適用期間 本方針の適用は、令和2年2月26日から令和2年11月30日までとする。 ただし、状況に応じて、期間を変更することができる。	4 適用期間 本方針の適用は、令和2年2月26日から令和3年2月28日までとする。 ただし、状況に応じて、期間を変更することができる。

附 則

本方針の変更は、令和2年11月16日から施行し、同月12日から適用する。

別紙

令和2年2月26日決定
令和2年3月25日変更
令和2年4月2日変更
令和2年4月30日変更
令和2年9月23日変更
令和2年11月16日変更

福生市長 加藤 育 男

新型コロナウイルスによる感染症に対する市が主催するイベント等に関する取扱方針について

国、東京都等が発した方針を踏まえ、新型コロナウイルスによる感染の蔓延を防ぐため、市が主催（共催も含む。以下同じ。）するイベント、行事、会議、事業等（以下「イベント等」という。）に関する取扱いについて、次のとおり定めるものとする。

1 考慮すべきイベント等

- (1) 多くの不特定な人が集まるイベント等
- (2) 飲食を伴うイベント等
- (3) 高齢者や難病を含む障害者、基礎疾患を持っている方、子ども、妊婦等を対象とするイベント等
- (4) 会場が、閉鎖空間や参加者間の距離が十分に保てず、接触する等の状況が想定されるイベント等
- (5) 会場の入口、会場内等にアルコール消毒液の設置や参加者がマスクを着用するなど、予防の方策が困難な状況にあるイベント等

2 対応方針

- (1) 上記1に該当するイベント等については、市民の不安を払拭し、安全を確保することを前提とし、国が発した「11月末までの催物の開催制限等について（令和2年9月11日事務連絡）」（以下「留意通知」という。）に従い、次の事項に留意し、感染リスクへの必要な対策を講じ、万全を期して実施するものとする。
 - ア 屋内での十分な換気
 - イ 接触感染、飛沫感染及びマイクロ飛沫感染のリスクに応じた感染防止策
 - ウ 感染者の来場を防ぐ対策
 - エ 感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築等を適切に行

うこと。

オ その他必要な感染拡大防止対策

(2) イベント等の人数上限、収容率等については、留意通知に基づき判断するものとする。

(3) 上記1に該当しないイベント等についても、次に掲げる考慮事項を基にリスク評価を行い、開催の判断をするものとする。その場合において、開催すると判断したときは、前号の規定を準拠し、マスクの着用、消毒等その他の予防措置を講じ、万全を期すものとする。

ア 開催規模（参加人数）

イ 開催場所（屋外・屋内・換気の状態）

ウ 開催期間・時間（同一空間での滞在期間）

エ 参加者同士の距離（近距離又は対面）

オ 参加者の特性（高齢者若しくは基礎疾患を有する者、障害者、子ども等又は不特定多数か否か）

カ イベント等を通じた相互接触の機会

キ 上記のほか、感染のリスクが高いと思われる事項

(4) 上記（1）から（3）までの規定にかかわらず、感染の流行状況、万全な感染拡大防止対策が講じられないなど、感染拡大のおそれがあると認めるときは、当該イベント等については、中止又は延期とするものとする。

3 その他

市の関連団体が実施するイベント等については、本方針の趣旨を理解いただき、対応をお願いするものとする。

4 適用期間

本方針の適用は、令和2年2月26日から令和3年2月28日までとする。ただし、状況に応じて、期間を変更することができる。

附 則

本方針更は、令和2年2月26日から適用する。

附 則

本方針の変更は、令和2年3月25日から適用する。

附 則

本方針の変更は、令和2年4月2日から適用する。

附 則

本方針の変更は、令和2年4月30日から適用する。

附 則

本方針の変更は、令和2年9月23日から施行し、同月19日から適用する。

附 則

本方針の変更は、令和2年11月16日から施行し、同月12日から適用する。